

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和6年9月9日開会

熊本県南小国町

令和6年度南小国町農業委員会9月総会

開催日時 令和6年9月9日（月）午前10時00分から10時40分

開催場所 南小国町役場 別館会議室

会議録署名委員（2番委員、4番委員）

日程

1. 報告第 14号 農地法第 3条（委員会）
2. 議案第 15号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）
3. 議案第 号 その他

出席委員（8名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員	6番 河 津 博 文 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	8番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治

事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

皆さんおはようございます。

ただ今から令和6年9月の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を2番北里委員、4番穴井委員にお願い申し上げます。

議案第14号 農地法第3条（委員会）

それでは、議案に移ってまいります。

1. 議案第14号 農地法第3条（委員会）について事務局から説明をお願いします。

○事務局

【議案第14号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 06-7 （権利）使用貸借権 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇番。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,389㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。178㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に畑。277㎡。同じく陣内8577。（登記地目・現況地目）共に田。1,646㎡。同じく〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,150㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,292㎡。同じく〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。949㎡。同じく〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。837㎡。同じく〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,167㎡。続いて〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,016㎡。〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,590㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。204㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,679㎡。〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。3,543㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,107㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。546㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。99㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。310㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,871㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。1,300㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。105㎡。合計、田20筆22,978㎡。畑1筆277㎡。合計で21筆23,255㎡となります。続きまして、（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）同じく〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（申請事由）農業後継者への経営移譲のため。（始期・終期）につきましては令和6年10月1日から令和16年9月30日となっております。

この案件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして、3ページから関係位置図、それから本日お配りしました3条現地確認写真をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、別にお配りしております農地法第3条関係許可審議票につきましては野口より説明いたします。

○事務局

はい。では当日配布資料をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について説明】

以上です。

○会長

ありがとうございました。
それでは関係委員の方の説明をお願いいたします。
5 番日野委員お願いします。

○5 番委員

貸主の〇〇〇〇氏。借主の〇〇〇〇氏は親子でございます。本日配付してあります写真は筆が多いですが、写真のいずれも管理の方はきちんとされております。問題ないと思われま

す。
今回の申請はですね、経営移譲年金の更新の手続きでございます。
協議よろしくをお願いいたします。

○会長

はいありがとうございました。
それでは皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。
(6 番委員手をあげる)

はい。6 番委員。

○6 番委員

写真を見ますとですね、満願寺〇〇とか〇〇それから〇〇〇当たりの写真を見ますと数年来、ほ場は使われていないと思うんですが、転用にする指導は役場としてはどう

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局よりご説明いたします。

今回の案件ですが、〇〇、〇〇〇とかに関しましては田と登記があると思いきげど、現況は自己保全管理をされている状態かと思いきげ。

こちらは以前から〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんと使用貸借権の設定で、農業者年金の手続き上、農地を自己保全管理として管理をされていた農地になります。

今回も再設定にはなりますので〇〇さんのご判断としましては、今後もこちらに関しては自己保全管理、若しくは耕作の余裕があれば改めて作られるかなという判断になるかと思いきげ。ここの5条に町のほうでするかどうかという判断についてなんですけど、こちらに関してはやはり5条関係は当事者がどうご判断されるか、山林化されたいかどうかで判断しますので、こちらに関しては事務局のほうから現況としては自己保全管理でされていますので、強制的にこちらは非農地化してくださいとか、そういう判断にはならないかと思いきげ。

以上です。

○6 番委員

写真を見ると周りが山でイノシシがおってからちょっと管理が大変だと思うんですよね。だからもう本当は山林のほうに転用して指導してもらった方が良いと思うんですよね。

○会長

他に皆さんからご意見等がございましたら。

(4 番委員手をあげる)

4 番穴井委員お願いします。

○4 番委員

はい。この申請事由の中でのですね農業後継者への経営移譲のため、ということになっています。この場合に6年10月から16年9月まで10年という期限がありますが、期限はやっぱり経営移譲だからやっぱり10年という期限をつけなくちゃいかんのですか

ね。農地法で決まっているかは私は解りませんが、実際に他人に貸すわけじゃなくて親子ですから、生存の期間とかわざわざせんでも良いように、そういうことは出来ないのかなというふうなお尋ねです。

○会長

はい。事務局からお願いします。

○事務局

はい。今回の案件がですね申請事由に書かれているとおり、農業後継者への経営移譲のためというふうに、年金の制度上の手続きも含まれているところであります。こちらちょっと年金のお話になるんですけど、農業者年金で経営移譲年金という種類がございまして、こちらはどのようなものかといいますと、年金を受ける側の人は後継者とか第三者にも可能なんですけど、所有されている農地全てをその方に移譲するというのが年金をもらう条件になっております。

その年金をもらうためには所有権移転でも構わないんですけど、貸借の場合は10年以上の期間を設定してくださいというふうに制度上決まっておりますので、こちらは親子間の使用貸借でも第三者への使用貸借にも関わらず、経営移譲年金というのは10年以上の設定をする必要がございますので、今回のこちらに関しても再設定の10年以上の契約って形になっています。こちらに関してはご本人さん同士の年齢とかに関しましてはそこには判断としては考慮せずに、制度上も10年以上の貸借をしないと年金は受け取れません、というふうに制度上明記されておりますので、こういう形で行っているところでございます。

以上です。

○4番委員

はい。分かりました。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

すみません。このケースで貸主と借主の方がですね労力総数、稼働数で貸主の方が3名と借主の方が2名と先ほど日野委員の説明の中で親子ですという説明があったんですけども、この人数が3人から2人に減っているというこの内訳は分かりますか。

○会長

はい。事務局からお願いします。

○事務局

事務局より説明いたします。

まず貸主の〇〇〇〇さんの稼働数に関しましては、〇〇さんご自身と〇〇さんの奥さんと息子さんの〇〇さんになるんですけど借主の〇〇さんの稼働数に関しましてはこちらの再設定をすることで、〇〇さんは営農ではなくて営農を移譲される立場になりますので、労力の総数に含めない方向になりますので、〇〇さんの人数の内訳としては、〇〇さんの奥さんと〇〇さんのお二人という形の内訳になっております。

以上です。

○会長

他に何か皆さんからございませんでしょうか。

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

全員賛成ですので当委員会としまして、許可をいたします。

続きまして、所有権移転について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。次のページをお願いいたします。 2 ページ目になります。

申請番号 06-8 (権利) 所有権移転 有償 (所在) 中原○○○○○○○-○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,585 ㎡。合計の 1 筆 1,585 ㎡です。(譲渡人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地○。○○○○氏。(譲受人) 熊本県○○○○○○○○○○番○号。○○○○氏。(申請事由) 譲受人経営規模拡大のため、となっております。

この案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われま。

参考資料としまして、4 ページに関係位置図、それから本日お配りしました先ほどと同じ 3 条現地確認写真のほうをご覧くださいと思います。

続きまして、別に先ほどお配りしてました農地法第 3 条関係許可審議票につきましては、野口より説明いたします。

○事務局

では当日配付資料をご覧ください。

【農地法第 3 条関係許可審議票について説明】

以上です。

○会長

それでは関係委員の方の説明をお願いいたします。

1 番藤堂委員からお願いします。

○1 番委員

はい。それでは本件について説明をさせていただきたいと思います。

皆さんのお手元にあります現地確認写真ですか、これを見ていただくとわかると思いますが、今日議題になっておりますこの田んぼにつきましては、現況としては確認の写真のとおり休耕田という状態になっております。

今回の受人の○○○○さんですけれども、住所の方が○○○の○○となっておりますけれども、○○のですね○○○○さんの長男さんになります。実際には○○に住んでおりますけど、もうお父さんの方も随分高齢ということで、ここ 4・5 年くらいはですね地区の公役仕事であったり中山間の会議であったり、またいろんな農作業が必要時にも頻りに帰省をして会議であったり、農作業にも従事しておりますので、今回の土地の取得につきましても問題なく、耕作または管理ができるという判断をさせていただいたところです。

説明は以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件につきまして、何か皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

(はい。という声あり。)

はい。それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので当委員会としまして許可をいたします。

続きまして、06-9について事務局から説明をお願いします。

続きまして申請番号 06-9 になります。

(権利) 賃貸借権 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目) 田。(現況地目) 畑。1,575 ㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。(登記地目) 田。(現況地目) 畑。2,618 ㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。(登記地目) 田。(現況地目) 畑。1,642 ㎡。同じく〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に畑。654 ㎡。合計 畑 4 筆。6,489 ㎡となっております。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 同じく〇〇〇〇番地。有限会社 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏。(申請事由) 借主の新規農業関連事業に伴う農地取得のため、となっております。

すみません。記載が出来ておりませんが、始期・終期につきましては令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までとなっております。

この案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われま。

参考資料としまして 5 ページになります。こちらに関係位置図。それから本日お配りしました現地写真をご覧くださいと思います。

続きまして、農地法第 3 条関係許可審議票につきましては野口より説明いたします。

それでは当日配付資料をご覧ください。

【農地法第 3 条関係許可審議票について説明】

以上です。

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員の方の説明をお願いします。

2 番北里委員からお願いします。

説明させていただきます。

4 筆の内 2 筆は 2 月に説明した農地です。大変荒れた農地でしたが 4 月頃から草切りと整地整備をしている段階です。本人も農業に対して意欲あるように見受けられると思いますので、何ら問題はないと思います。

以上です。

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件につきまして何かありましたらお願いします。

(6 番委員手をあげる)

6 番河津委員。

はい。賃貸人、〇〇〇〇さんから賃借人、有限会社 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇さんになっておりますが、ここは借りなければならない何か理由があるのでしょうか。

事務局から説明をお願いします。

はい。事務局からご説明します。

こちらは今年2月の総会で案件が取り扱われた〇〇さんと〇〇さんの案件から発生したものになるんですけど、その時にも事務局のほうから説明があったと思うんですが、〇〇〇〇さんは今農地をお持ちですけど、後々はこの〇〇〇〇〇〇のほうで企業として農業の参入を目的に活動されてまして、今回はその取得のための賃借権の設定という形にはなっておりますので、法人で農作業を行うためには名前は代表取締役と所有者は一緒にはなりますが、改めて設定をしていただく必要があるというところでこちらの手続きになっております。

以上です。

○会長

はい。よろしいですか。

○4番委員

はい。

○会長

他に何かありませんか。

(○農地利用最適化推進委員手をあげる)

○推進委員からお願いします。

〇〇推進委員

申請事由の借主の新規農業関連事業というのが〇〇〇が取り組む事業で、そのためにこういったことをしなければいけないということでしょうか。

○会長

事務局からいいですか。お願いします。

○事務局

事務局のほうから説明させていただきます。

はい。今、○委員がおっしゃったとおり、〇〇〇〇〇の方で今、耕作物関係の柚子とかカボスとか〇〇〇〇〇として販売するために、〇〇〇〇〇として農地の方をそういうふうに住付けをされてから販売するという形で事業を行うために、今回の案件を上げられたというふうにお話は聞いております。

以上になります。

○会長

(○農地利用最適化推進委員手をあげる)

○推進委員お願いします。

〇〇推進委員

今後の意向として、こういった会社とかがですね農地を取得して農作物を作るという例が、私は去年からですので分かりませんが、始めて株式会社が農地を借りて作るというケースなので、今までこういった例はあったでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局のほうから説明させていただきます。

今回が〇〇〇〇〇が一般企業という形の株式会社がですね今回、貸借を行うというところなんですけど、これまでも何件か例はありまして、例をあげるとすると〇〇〇〇さんとかもこちらの関係で農地の貸借の設定はされたりもしております。一般企業の方は農地の取得とかも条件が揃えば問題はないので、もしお話とかがありましたら案件に関して問題はないかと思しますのでよろしくをお願いします。

以上です。

〇〇推進委員

すみません。僕、〇〇〇〇に勤めていて農地の担当をしまして、そういうことをしているとは知りませんでした。

○会長

よろしいですか。

○杉推進委員

はい。

○会長

他に何かありませんでしょうか。よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので当委員会として許可をいたします。

議案第15号 基盤強化法等の一部を改正する法律

附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について

続きまして、2. 議案第15号基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。それでは6ページをお願いいたします。

【議案第15号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則

第5条（農用地利用集積計画の公告）について詳細に説明】

（権利種別）賃借権設定 申請番号 06-15（所在）赤馬場〇〇〇〇〇〇番地。（登記地目・現況地目）共に田。1,359㎡。合計、田1筆1,359㎡です。（利用権）賃貸借権になります。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）同じく大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稻。（借賃）につきましては10アール当たり2万円です。（始期・終期）につきまして、令和6年10月1日から令和11年9月30日まで。再設定です。

次のページをお願いいたします。

申請番号 06-16（所在）中原〇〇〇〇〇〇番地。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,341㎡。合計、田1筆1,341㎡。（利用権）賃貸借権。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（借受人）同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稻。（借賃）は全筆で1万5千円です。（始期・終期）令和6年10月1日から令和11年9月30日。再設定となります。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画につきまして、皆さんからご意見等がありましたらお願いします。ありませんか。

(ありません。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、当委員会として許可したことを町の方へ通知いたします。

そ の 他

以上で議案については終了しました。

何か他に皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(ありません。の声あり)

それでは以上で9月の定例総会を閉会いたします

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年 9月 9日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 2 番 委 員

署 名 委 員 4 番 委 員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎

本 誌 表 紙 共 枚